

## 長崎県立大学生涯メールサービスの利用に関するお願い

本サービスは以下の「生涯メールサービスの運営及び利用に関する方針」に基づき運営しております。

本サービスの御利用に当たっての禁止事項等を必ず御確認ください。

---

### 「生涯メールサービスの運営及び利用に関する方針」

(生涯メールサービスの提供)

第1条 長崎県立大学（以下「本学」という。）は、本学の学生及び教職員（以下「学生等」という。）であった者のうち卒業又は退職等により本学を離籍した者（以下「離籍者」という。）及び長崎県公立大学法人役員の職にあった者に対し、生涯メールサービス（在籍中に使用を認められた学内メールアドレスの利用を認めるサービス（以下「本サービス」という。））を提供します。

(提供対象者)

第2条 本サービスは、離籍者及び長崎県公立大学法人役員の職にあった者のうち次の各号に該当しない者に対して提供します。

(1) 本学の学籍を有していた者のうち卒業資格を得ることなく本学の学籍を失った者

(2) 本学の教職員であった者のうち、処分により本学の教職員の職を失った者

2 前項の規定にかかわらず、法令等に違反する行為が認められるなど、本サービスの利用実態を踏まえ、学長が対象者から除外すべき者と判断した場合には、本サービスの提供を行わないものとします。

(責任)

第3条 利用者は本サービスの利用における自己の行為について全責任を負うものとし、その責任により生じた著作権侵害に係る損害賠償責任等の民事責任及び刑事責任等は全て利用者に帰し、本学は一切の責任を負いません。

(利用料)

第4条 本サービスの提供に関して本学は利用料を徴収しません。

(本学によるメール送信等の許諾)

第5条 本学は、次の各号に掲げる目的において、利用者へメールを送信します。

(1) 本学が利用者には有益と認めた情報の提供

(2) 同窓会及び後援会の活動に係るお知らせ

(3) 本学の事務事業において必要な連絡

(個人情報の第三者提供)

第6条 次の各号に該当する場合、本学は本サービスの提供に伴い保有する個人情報を自ら利用し、又は第三者へ提供する場合があります。

(1) あらかじめ利用者の同意を得た場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 裁判所の決定その他債務名義に基づく請求があった場合

(4) 本サービスの維持に必要な範囲内において当該システムの全部又は一部の業務を外部に委託する場合

(知的財産権の帰属)

第7条 本サービスを通じて本学が提供する情報(映像、音声等を含む)に関する著作権、商標権、特許権その他の知的財産権については、特に明記するものを除き、本学に帰属するものとします。

(禁止事項)

第8条 利用者は次に該当する行為を行わないでください。

- (1) 本サービスを営利目的、宗教活動又は政治活動等のために利用すること
- (2) 本サービスを用いて他者の誹謗、中傷を行うこと
- (3) 本サービスを用いておいせつ画像や動画及びこれらに類する文書又は図画等を頒布すること
- (4) 本サービスを法令により禁止されている行為や目的に利用すること
- (5) 本サービスを公序良俗に反する目的に利用すること

(パスワードの変更又は再設定)

第9条 利用者においてパスワードの変更又は再設定の必要が生じた場合は、利用者は佐世保校企画広報課が別に定める方法により申請を行ってください。

- 2 佐世保校企画広報課は適正な手続により申請が行われた場合には、仮パスワードを発行し、申請者へ通知します。
- 3 申請者は仮パスワードを受領後、自己の責任において速やかにパスワードの変更設定を行ってください。

(中止及び終了)

第10条 本学は、本サービスの提供を任意に中止及び終了する場合があります。なお、それにより利用者が被る損害等、いかなる責任も負いません。

(損害賠償請求)

第11条 本学は、利用者及びその他の者が法令及び本規程に違反して本サービスを利用することにより本学に損害を与えた場合、その者及びこれに関与した者に対して損害(弁護士費用等を含む。)の賠償を請求する場合があります。

(方針の変更)

第12条 本学は、本方針の内容を、利用者に対する事前の予告なしに変更することがあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。

(提供対象者)

- 2 第2条に定める本サービスの提供を行う者は、令和3年3月1日以降に本学を離籍した者及び長崎県公立大学法人役員の職を解かれた者とする。

(特例)

- 3 第2条の規定にかかわらず、長崎県立大学学内メールサービスの運営及び利用に関する規程(令和3年3月3日規程第72号)に基づき学内メールサービスの提供を受けていた者のうち、学長が特に認めた者は本方針の離籍者とし、令和3年3月1日以降に本学を離籍した者とみなす。